

墨田区のお知らせ

No.2071

2023年(令和5年) 5/21

毎月1日・11日・21日発行

- ◆2面以降の主な内容
- 2・3面・・・区功労者表彰、春の叙勲・褒章等
- 3・4面・・・講座・教室・催し



墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



## あなたの大切な権利や財産を守る

# 成年後見制度

「成年後見制度」は、認知症や知的・精神障害等で契約手続や預貯金の管理などが難しい方の権利や財産を保護し、生活を支える制度です。家庭裁判所から選任を受けた後見人等が、金銭管理や契約締結等を代わりにを行い、その人らしい生活を送れるようお手伝いします。

今後高齢化が進み、ますます身近になる本制度についてご紹介します。

[問合せ] 厚生課厚生係 ☎5608-6150

### 日常生活で、こんなお悩みありませんか？

例えば…	→	後見人が選任されれば…
<p>父親が認知症になり、在宅福祉サービスや施設入所の契約内容が理解できない。</p>		<p>判断能力が不十分な父親に代わり、後見人が福祉サービスや施設入所契約の内容を理解し、契約の代理等を行えます。</p>
<p>認知症の母親は、訪問販売などで不当に高価な物を繰り返し買ってしまふ。</p>		<p>後見人が判断して、本人に不利益な契約を取り消せます。</p>

### 成年後見制度には、2つの制度があります

#### ■法定後見制度 (すでに判断能力が十分でない方を支援する)

本人の判断能力に合わせて、後見・保佐・補助の3つの類型に分かれます。

類型	対象となる人の判断能力	支援する人の名称や支援できること
後見	<p>判断能力がほとんどありません</p> <p>重度の認知症などで日常的な買物も自分ではできません。</p>	<p>成年後見人が支援</p> <p>財産管理や生活・療養看護に関する契約等を</p> <p>▶ 代わりに行う ▶ 取り消す</p>
保佐	<p>判断能力がかなり衰えています</p> <p>日常的な買物はできるが、お釣りがわからなくなったり、物忘れが多くなってきたりして、日常生活にも支障が出てきています。</p>	<p>保佐人が支援</p> <p>財産に関わる重要な手続・契約等を</p> <p>▶ 一緒に決める</p> <p>▶ 代わりに行う</p> <p>▶ 取り消す</p>
補助	<p>援助が必要な場合もあります</p> <p>本人は少し認知症かなと感じています。難しい契約を1人するのは不安な様子です。</p>	<p>補助人が支援</p> <p>一部の限られた手続・契約等を</p> <p>▶ 一緒に決める</p> <p>▶ 代わりに行う</p> <p>▶ 取り消す</p>

#### ■任意後見制度 (将来の判断能力の低下に備え、事前に準備しておく)

対象となる人の判断能力	支援する人の名称や支援できること
<p>元気で契約締結能力がある人が対象です</p> <p>現在は問題なく日常生活を過ごせるけど、将来の財産管理や生活が不安。あらかじめ後見人や支援してほしいことを決めておきたい。</p>	<p>判断能力低下後、任意後見受任者が支援</p> <p>将来に備えて、元気なうちに後見を任せたい人と内容を自分で決めておき、公正証場で公正証書による契約を行います。将来、判断能力が低下したときには、公正証書による契約で定めた内容を基に支援します。</p>



◀市民後見人の活動の様子

### あなたの力を必要とする人がいます 市民後見人になりませんか？

市民後見人とは、地域の身近な立場から成年後見活動を行う地域住民の事です。「市民後見人養成研修」で必要な知識や心構え等を身に付け、財産管理や契約締結などを手伝います。8月22日(火)から開催する「市民後見人養成研修」に先立ち、説明会を実施します。市民後見人に興味のある方は、ぜひ、ご参加ください。なお、養成研修の受講には、説明会への参加が必要です。

[とき]6月8日(木)午前10時～正午[ところ]区役所会議室131(13階)[対象]区内在住在勤でおおむね69歳以下の方[費用]無料[申込み]事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608-6150へ \*受け付けは6月7日午後5時まで \*養成研修の詳細は、説明会受講者に通知

令和5年度 市民後見人養成研修

受講生募集

説明会・必ず出席ください

日時 6月8日(木) 10:00-12:00

会場 墨田区役所13階131会議室 墨田区吾妻橋1-23-20

内容 ● オリエンテーション  
● 講演「成年後見制度と市民後見人の役割」 弁護士 水内 博康 氏  
● 体験型「市民後見人の活動について」 墨田区市民後見人

対象 墨田区在住または在勤 年齢69歳未満

申込み 墨田区福祉保健課生涯課 (電話にて受付) ☎ 03-5608-6150

締切 令和5年 6月 7日 17:00時

### 成年後見制度の事ならご相談ください!! すみだ福祉サービス権利擁護センター

高齢者や障害者をはじめとする区民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談を受け付けています。詳細は墨田区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

[ところ] 東向島2-17-14・すみだボランティアセンター内 [相談日時] 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 \*祝日・年末年始を除く [問合せ] すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎5655-2940・FAX3612-2944



◀すみだ福祉サービス権利擁護センターの皆さん

SDGsは、私たちがこの地球で暮らし続けていくために、2030年(令和12年)までに達成をめざす世界共通の17の目標です。1面に掲載する事業がめざす目標をアイコンでお知らせします。

3 すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に健康と福祉を

17 パートナリープで目標を達成しよう